

青森県報

第二千二百一十号

平成十五年七月十八日(金曜日)

目次

告 示

特定計量器の定期検査の実施	(商工政策課)	一
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	(団体経営改善課)	三
道路の区域の変更	(道路課)	三
道路の供用の開始	(同)	三
都市計画事業の認可	(都市計画課)	四
公 告		
大規模小売店舗の変更の届出	(経営振興課)	四
右 同	(同)	五
争議行為の通知の公表	(労政・能力開発課)	六
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	六
右 同	(同)	六
公安委員会		
型式の検定適合遊技機	(生活安全企画課)	七
警備員指導教育責任者講習の実施	(同)	七

告

示

青森県告示第四百七十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成十五年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

実施期日	実施場所	検査対象区域
平成十五年八月二十六日 午前十一時三十分から 午後三時三十分まで	二川目地区生活会館	象区域
" 午後三時三十分から 午後三時三十分まで	ももしし農業協同組合 一川目事業所	百石町
八月二十七日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで	百石町役場前	
" 午後三時三十分から 午後三時三十分まで		
八月二十八日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで	下田町役場裏車庫	下田町
" 午後三時三十分から 午後三時三十分まで		
八月二十九日 午前九時三十分から 午後三時三十分まで	下田町農業協同組合 北部事業所	
" 午前十一時三十分から 午後三時三十分まで	淋代地区生涯学習センター	
九月一日 午前十一時三十分から 午後三時三十分まで	水喰地区学習等供用センター	

九月十七日	午後二時三十分まで	とうほく天間農業協同組合 坪地区倉庫	
九月十六日	午後二時三十分まで		
九月十二日	午後三時から	八甲田農業協同組合 沢田出張所	十和田湖支店
九月十一日	午後三時から	十和田湖小学校	十和田湖
九月十日	午後三時から	焼山「町民の家」前	六戸町
九月九日	午後三時から	おいらせ農業協同組合 七百出張所	六戸町
九月五日	午後二時から	上北町役場裏車庫	上北町
九月四日	午後二時から	大浦地区学習等供用施設	上北町
九月三日	午後二時から	中央公民館	上北町
九月二日	午後二時から	千曳地区学習等供用センター	東北町
九月一日	午後二時から	農村環境改善センター	東北町

十月二日	午後十一時三十分まで	永沢精米所	
十月一日	午後十一時から	千歳平地区公民館	
九月三十日	午後三時から	室の久保中学校	六ヶ所村
九月二十九日	午後三時から	中央公民館	六ヶ所村
九月二十六日	午後二時から	泊地区公民館	六ヶ所村
九月二十五日	午後二時から	倉内地区集会所	六ヶ所村
九月二十四日	午後二時から	六ヶ所村役場平沼支所	六ヶ所村
九月十九日	午後二時から	七戸町役場車庫	七戸町
九月十八日	午後二時から	山谷栄助精米所	七戸町
九月十九日	午後二時から	倉岡新生共同作業場	七戸町
九月十八日	午後二時から	荒屋平精米所	七戸町
九月十八日	午後二時から	天間林村役場裏車庫	天間林村
九月十八日	午後二時から	榎林集会所	天間林村

1	図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間
県 道			三厩停車場 竜飛崎線	
東津軽郡三厩村大字宇鉄字東風泊六二の一から 東津軽郡三厩村大字宇鉄字東風泊六四の一まで				

後	前	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
五八・〇〇メートルから 七八・〇〇メートルまで	二四・〇〇メートルから 二二・〇〇メートルまで			八五・五〇メートル	

青森県告示第四百七十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十五年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表三沢区域の項の次に次のように加える。

"	十月 九日	午後 一時三十分まで 午後 二時三十分まで	町立体育館	町野辺地
"	十月 八日	午後 一時三十分まで 午後 二時三十分まで	馬門公民館	町野辺地
"	十月 七日	午後 一時三十分まで 午後 二時三十分まで	有戸小学校	町野辺地
"	十月 三日	午後 一時三十分まで 午後 二時三十分まで	横浜町役場前	横浜町
"	十月 三日	午後 一時三十分まで 午後 二時三十分まで	鶏沢野菜集荷場	横浜町

青森県告示第四百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年八月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

六ヶ所区域 六ヶ所村海水漁業協同組合の地区	1 小型定置漁業及びさけ・ます定置漁業
二の表尻屋区域の項を次のように改める。	
尻屋区域 尻屋漁業協同組合の地区	1 十トン未満の漁船により行う漁業及びさけ・ます定置漁業と小型定置漁業を併せ営む漁業 2 底建網漁業
二の表岩屋区域の項を次のように改める。	
岩屋区域 岩屋漁業協同組合の地区	1 十トン未満の漁船により行う漁業 2 小型定置漁業
二の表野牛区域の項の次に次のように加える。	
石持区域 石持漁業協同組合の地区	1 小型定置漁業 2 底建網漁業及びぼたてけた網漁業
三の表六ヶ所区域の項及び尻屋及び岩屋区域の項及び石持区域の項を削除する。	

2	県道	青森浪岡線	青森市第二問屋町二丁目一五九から 青森市大字荒川字柴田二二六の五まで
後	前	二一・六〇メートルから 二九・〇〇メートルまで	二、一〇三・〇〇メートル
		二五・〇〇メートルから 四五・六〇メートルまで	二、一〇三・〇〇メートル

青森県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年八月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三既停車場竜飛 崎線	東津軽郡三既村大字宇鉄字東風泊六二の一から 東津軽郡三既村大字宇鉄字東風泊六四の一まで	平成一五・七・一八

青森県告示第四百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、五所川原都市計画道路事業を平成十五年七月十一日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
五所川原市
- 二 都市計画事業の種類
五所川原都市計画道路事業（三・四・三号漆川岩木町線）
- 三 事業施行期間

四 事業地

平成十五年七月十八日から平成十八年三月三十一日まで

- 1 収用の部分
青森県五所川原市字本町、字新町、字川端町及び字柳町地内
- 2 使用の部分
なし

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イトーヨーカドー青森ショッピングセンター
青森市大字浜田字板橋五の四
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	年 月 日 更
株式会社イトーヨーカ堂 東京都港区芝公園四丁目一 の四 代表取締役 鈴木敏文	株式会社イトーヨーカ堂 東京都港区芝公園四丁目一 の四 代表取締役 井坂榮	平成一五・七・一八

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社イトーヨーカ堂 東京都港区芝公園四丁目一の四 代表取締役 鈴木敏文	株式会社イトーヨーカ堂 東京都港区芝公園四丁目一の四 代表取締役 井坂榮	平成 一五・五・二六
株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三三の 一三三 代表取締役 指田幹	株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三三の 一三三 代表取締役 曲淵恵美子	
株式会社キムラタン 兵庫県神戸市中央区加納町二丁目 九の二四 代表取締役 木村喜彦	削除	

四 届出年月日

平成十五年六月二十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十五年七月十八日から同年十一月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月十八日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エルムの街ショッピングセンター

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社イトーヨーカ堂 東京都港区芝公園四丁目一の四 代表取締役 鈴木敏文	株式会社イトーヨーカ堂 東京都港区芝公園四丁目一の四 代表取締役 井坂榮	平成 一五・五・二六

三 届出年月日

平成十五年六月二十七日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び五所川原市役所

2 期間

平成十五年七月十八日から同年十一月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年十一月十八日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

争議行為の通知の公表

八戸市大字田面木字中明戸二に所在する八戸赤十字病院労働組合の執行委員長下館光子から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十五年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

二〇〇三年夏期職場要求の前進及び獲得

二 争議行為をなす日時

平成十五年七月二十日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

八戸赤十字病院の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、安兵衛地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年七月二十二日から同年八月十八日まで

三 縦覧の場所

今別町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、萩ノ沢地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十五年七月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年七月二十二日から同年八月十八日まで

三 縦覧の場所

七戸町役場

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十一号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年七月十八日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRワイワイピンゴFFT	サミー株式会社
"	CRワイワイピンゴFN	"
"	CRワイワイピンゴHT	"
"	CRワイワイピンゴHN	"
"	CR炎のジャンジャン飯店M	豊丸産業株式会社
"	CR嵐のジャンジャン飯店S	"
"	CR嵐のジャンジャン飯店F	"
"	CR熱烈ジャンジャン飯店V	"
"	CR炎のジャンジャン飯店T	"
"	CR・笑点FK	株式会社平和
"	CRギヤ王HFX	マルホン工業株式会社
"	CRサファリキングR	株式会社藤商事

"	CRサファリキングC	"
"	CRサファリキングS	"
"	CRキングゴッドMAR	株式会社ニユーギン
"	CRキングゴッドMARS	"
回胴式遊技機	ラッキーチェリー	岡崎産業株式会社
"	ラッキーチェリー 30	"
"	ヨシムネS	株式会社大都技研
"	バグジーX	ニイガタ電子精機株式会社
"	オートマティック 30	ベルコ株式会社
"	ナナデチュウ7 30	"
"	ナナデチュウ7	"

青森県公安委員会告示第四十二号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第十一条の第三項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成十五年七月十八日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

- 一 講習の期間、時間及び場所

1 期間

平成十五年九月八日（月）から同月十六日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の六日間

2 時間

午前八時四十五分から午後四時三十五分まで

3 場所

青森市問屋町一丁目一〇番一〇号 はまなす会館

二 受講定員

四十七人(予定)

三 受講対象者

受講対象者は、受講申込み日において、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第一条の二第一号から第三号までのいずれかに該当する者とする。)

1 最近五年間に警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定に合格した者

3 検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上警備業務に従事しているもの

四 受講申込みの手続き

1 受講申込みの受付期間

平成十五年八月六日(水)から同月十五日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の八日間で、各日も午前九時から午後五時までの間とする。

ただし、受講申込者の人員が定員に達し次第、受講申込みの受付を締め切る。

2 受付場所

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者は、青森県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 方法

受講を希望する者は、四の2の受付場所に受講申込みの書類及び講習手数料を持参して行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

受講を希望する者は、講習規則別記様式第一号の受講申込書正副二通にそれぞれ顔写真(受講申込書提出前六月以内に撮影した縦三センチメートル、横二・四

センチメートルの無帽、無背景のもの)を貼付し、受講対象者に該当することを疎明する次の書面二通を添えて提出すること。

(一) 三の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面(以下「警備業務従事証明書」という。)

及び履歴書

(二) 三の2に該当する者は、検定規則第一条第二項に規定する一級の検定に係る合格証の写し

(三) 三の3に該当する者は、検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

なお、三の1及び三の3に該当する者について、所属していた警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で三の1及び三の3に掲げる者のいずれかに該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に替えて提出することができる。

5 講習手数料

三万七千円の青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

五 講習に関する留意事項

1 受講者は、筆記用具及び印鑑を持参すること。

2 講習最終日には、筆記の方法により修了検査を実施する。

六 講習の委託

本講習は、法第十一条の三第七項の規定に基づき、青森市新町二丁目二番一〇号所在の社団法人青森県警備業協会に委託して実施する。

七 講習に関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課(〇一七 七二三 四二二一内線三〇三四)

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青森県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二百十五円一銭